

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県 外1名

被告準備書面(6)

令和元年11月28日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 岐阜県 訴訟代理人

弁護士 端元 博保

弁護士 伊藤 公郎

弁護士 池田 智洋

弁護士 市橋 優一

電話 058-263-1433

FAX 058-263-6697

情報の保有の適法性

1、原告らは、情報の抹消請求権の発生根拠として、その情報が違法に収集されたこと、と述べる(原告ら第10準備書面)。

すると、一般論として、岐阜県警察の情報収集行為は、既主張のとおり、適法であることから、仮に情報を取得し、保有していたとしても、情報の抹消請求権は発生しないこととなる。

2、そして、被告岐阜県との関係で、岐阜県個人情報保護条例23条の3が規定する「利用の停止請求」に該当するので、消去請求ができる、とする(同上)。

しかし、岐阜県警察の行う、情報の収集・利用は、警察法や岐阜県個人情報保護条例の規定に則り、各種法令の範囲内で適正に行われていることから、岐阜県個人情報保護条例23条の3には該当せず、消去請求はできないこととなる。

3、以上のとおり、被告岐阜県に情報の保有に関する違法性は存しないことから、抹消の必要はない。

以上